

## 「新区長」の決定権について ～区シティ・マネージャーの設置～

### 「区長」の位置付け

区長は、地方自治法第 252 条の 20 第 3 項及び地方自治法施行令第 174 条の 43 第 1 項により、「区の事務所(区役所)の長」として設置されている。

区役所にどのような事務を分掌させるかは各政令市の任意であるが、区長として所掌する事務は区役所に分掌された事務に限られると解される。

⇒地方自治法上、「区長」は区役所に分掌されていない事務を所掌できない。

#### 地方自治法(抄)

(区の設置)

第 252 条の 20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4-10 省 略

#### 地方自治法施行令(抄)

(区長)

第 174 条の 43 指定都市の区(以下この章において「区」という。)に、その事務所の長として区長を置く。

2 区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

## **区シティ・マネージャーの設置**

そこで、区役所に分掌されていない事務のうち区長に決定権を持たせる事務について、行政区単位で、各局横断的に総理し局長以下を指揮監督する新たな職(区シティ・マネージャー)を設置して、区長をもって充てることとする。

なお、この新たな職は市規則で設置する。(内部組織を持たない単独の職であるため、地方自治法第158条第1項後段の「長の直近下位の内部組織」には該当しないと解される。)

### **※ 「シティ・マネージャー」の名称について**

シティ・マネージャー制は、議会が行政や都市経営の専門家(シティ・マネージャー)を任命し、議会が決定した政策の実行に対して全ての責任を与える制度でアメリカ合衆国の自治体等で多く採用されている。(カウンスル・マネージャー型)

区シティ・マネージャーは市長の任命する補助職員という意味において本来のシティ・マネージャーとは異なるものであるが、区の区域内の基礎自治に関する施策や事業の実質的な責任者という点において、その職責を端的に表現していると考えられる。

